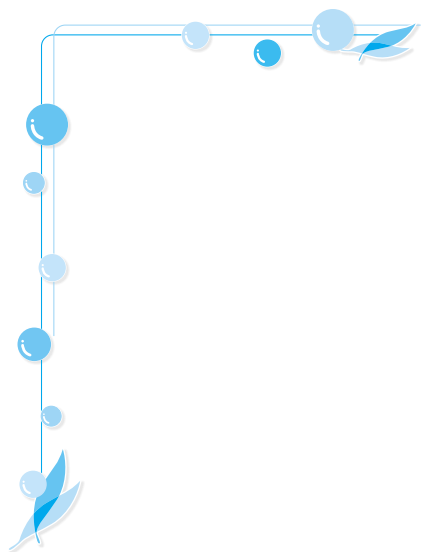




第3節 琵琶湖周辺の生態系の保全

1 ヨシ群落の保全 自然保護課

(1) ヨシ群落保全条例の制定

琵琶湖およびその周辺のヨシ原は、古来屋根葺きや簾など、生活の糧として利用されるとともに、美しい自然の恵みとして県民や訪れる人々に親しまれてきました。

ヨシ原は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であり、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の浸食防止、水質保全等多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、このようなヨシ原の多様な働きを見直し、保全することによって、美しい琵琶湖を次代に引き継いでいくため、平成4年(1992年)3月30日「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」(以下「ヨシ群落保全条例」という。)を公布し、同年7月1日から施行しました。

ヨシ群落保全条例は、「自然と人との共生」を具体化するものとして、生態系の保全を積極的に定めた全国で初めての条例であり、その前文にうたわれているように、琵琶湖自身の健全な自然の営みを重視し、その維持と回復に努める必要があることから、琵琶湖の保全活動の新たな第一歩として湖辺のヨシ群落の保全を図っていこうとするものです。

条例では、ヨシ、マコモ、ウギヤガラ、ガマ等の抽水植物、これらとヤナギ類が一体となったものをヨシ群落と定義し、「ヨシを守る」「ヨシを育てる」「ヨシを活用する」を3本の柱として施策を進めています。

(2) ヨシ群落保全条例に基づく地域指定【ヨシを守る】

ヨシ群落保全区域として、次の条件を備える地域を指定しています。

- ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息状況、湖岸の侵食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域
- 周りの自然的条件から、ヨシを植え守っていけば、ヨシ群落のもつ様々な機能が発揮できると認められる区域

ヨシ群落保全区域は、さらに次の地域・地区に区分されています。

ア 保全地域

ヨシ群落保全区域の中でも、相当規模のヨシ群落を有するか、またはある程度のヨシ群落が存在し、そのヨシを保全することにより、隣接するヨシ群落と一体となって群落を形成することが可能なところを保全地域として指定

イ 保護地区

ヨシ群落保全地域の中でも、すぐれたヨシ群落が形成され、魚や鳥などの動物にも有効に利用されており、その生態系の保全を図る上で特に重要であると認められるところを保護地区として指定

ウ 普通地域

ヨシ群落保全区域の中で、保全地域・保護地区以外の区域を普通地域として指定

これらの区域については、ヨシ群落保全条例第8条に基づき、平成4年度に琵琶湖と一部の内湖のヨシ群落について区域指定を行い、さらに平成5年度に追加区域指定を行いました。平成9年度調査結果によると、琵琶湖の指定植生面積(指定された区域におけるヨシ群落の植生面積、以下同じ。)は138ha、内湖等の指定植生面積は93haで、合計231haとなっています。

なお、指定区分等の内訳は表3-1-6のとおりです。

図3-1-4 ヨシ群落保全区域指定概略図

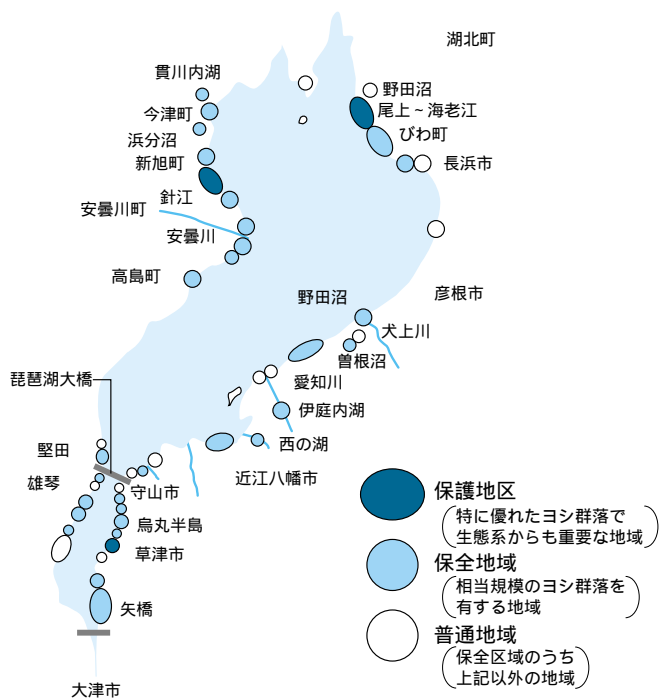


表3-1-6 ヨシ群落保全区域等面積

● 琵琶湖における指定面積

(平成9年度調べ)

	琵琶湖全域	北 湖	南 湖
ヨシ群落植生総面積	189ha	118ha	71ha
指 定 植 生 面 積 (指定面積率)	138.0ha (73%)	84.6ha (72%)	53.4ha (75%)
指定区域面積(参考)	474ha	263ha	211ha
指 定 区 域 数	45	26	19
指定湖岸延長(参考)	52km	29km	23km

	保護地域	保全地域	普通地域
指 定 植 生 面 積 (指定区分率)	36.0ha (26%)	87.6ha (64%)	14.4ha (10%)
指 定 区 域 数	3	24	18

●内湖等における指定面積

湖 沼 等 名	市 町 村	指定区分	指定植生面積
西 ノ 湖	近江八幡市・安土町	保全地域	81.3ha
曾 根 沼	彦根市		4.0ha
大同川(伊庭内湖)	能登川町		2.1ha
浜 分 沼	今津町		1.9ha
貫 川 内 湖	今津町		1.5ha
野 田 沼	彦根市	普通地域	0.9ha
野 田 沼	湖北町		1.1ha
計			92.8ha

(3) ヨシ群落保全基本計画に基づく事業の実施【ヨシを育てる】

ヨシ群落保全条例に基づいて、その積極的な保全を進めるため、ヨシ群落の造成や維持管理(植栽および刈り取り・清掃)を実施するとともに、市町の実施するヨシ群落保全事業に補助しています。

平成14年度の保全事業は、以下のとおりでした。

ア 造成事業(植栽)

ヨシ群落保全区域内において、ヨシ群落が弱ったところやまばらに生えている箇所等を中心に、ヨシの植栽による再生・増殖を図っています。なお、植栽ヨシの活着を図るため、必要に応じて消波柵の設置を併せて行っています。

平成14年度は、琵琶湖岸において表3-1-7のとおり、0.21haのヨシの植栽を行いました。

表3-1-7 平成14年度 ヨシ植栽面積内訳表

植 栽 場 所	植 栽 苗	面 積 (㎡)	備 考
草津市北山田	マット苗	2,050	水中植栽

注) マット苗：ヤシ繊維マット(縦1m×横1m×高さ15cm)にヨシ4株を植えた苗

イ 維持管理事業(刈り取り・清掃)

ヨシ等の翌年の新芽の伸張促進を図るため刈り取りを行い、併せて刈り取り跡地におけるゴミ等(新芽の伸張阻害となる)の除去を行っています。

平成14年度は、4市6町の琵琶湖岸および内湖において、22箇所で合計29.9haの刈り取りおよび清掃を行いました。

ウ 補助事業(市町村振興総合補助金)

平成5年度から、市町村もしくは地域の住民組織等が実施するヨシ群落の刈り取り・清掃作業の経費に対し補助を行っています。

エ 普及啓発事業

ヨシ群落保全の普及啓発を図るため、パンフレット「ヨシ群落保全条例のあらまし」を改訂増刷し、各市町村、県振興局および希望者に対して配布しました。

また、(財)淡海環境保全財団では、啓発事業として、参加者に楽しみながらヨシに親しんでもらうため、ボランティアによるヨシの刈り取りやヨシの紙漉き体験も実施しました。

(4) ヨシの活用【ヨシを活用する】

(財)淡海環境保全財団では、ヨシの有効利用のため、維持管理事業で刈り取ったヨシを原料として、「淡海ヨシ紙」を製作しました。

この「ヨシ紙」は、環境白書用紙をはじめ、ポスター用紙、名刺、ハガキとして一般にも好評を得ています。

また、菊づくりや花の培養土としてヨシの腐葉土が適していることから、「ヨシ腐葉土」として刈り取りヨシを有効利用しています。

2 湖辺域ピオトープの保全・再生 水政課琵琶湖環境政策室

水辺エコトーンマスタープランの策定

マザーレイク21計画では、自然的環境・景観保全を進めるにあたって最も生物多様性に富んだ湖辺域の推移帯(エコトーン)の取組を最優先にピオトープのネットワークを形成するための拠点を確保します。

水辺エコトーンの構成要素である内湖やヨシ群落等のピオトープは、土地利用の変化のなかで面積が減少するとともに分断、孤立し質的にも低下し、生態系に大きな影響を与えています。このため、湖辺域ピオトープの保全・再生に向け、現存する良好な自然生態系を保全するとともに自然の復元力が発揮できるようピオトープのネットワークによる自然生態系の保全・再生を県民事業者等と行政が一体となって取り組むべき基本方針を定めます。

3 自然保護地の公有化 自然保護課

琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内

湖をはじめとする水生植物生育地などこれまでに25箇所1,898,369㎡の自然保護地を公有化しました。

4 ラムサール条約登録湿地間の交流 自然保護課

琵琶湖は、平成5年(1993年)6月、国内で9番目のラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)登録湿地となりました。国内には13箇所の登録湿地がありますが、その中で琵琶湖は最も面積が大きく、利用についても多岐に渡っています。

また、琵琶湖は、水鳥、特にガンカモ類の生息地として重要な地域であることから、1999年に開催されたラムサール条約締結国会議において設立された東南アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに参加しました。今後、このネットワークを通じて、国内の他の湿地や海外の湿地とも交流を深めていきます。